



# 金沢市公報

第2553号

平成19年(2007年)5月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
● 告 示		進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について (都市計画課)	5
○地縁による団体の認可について (市民参画課)	1	● 選挙管理委員会告示	
○地縁による団体の告示された事項の変更について ( )	2	○平成19年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について (選挙管理委員会)	8
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の運用状況について (広報広聴課)	2	○平成19年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について ( )	8
● 公 告		● 農業委員会告示	
○金沢市農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	3	○第599回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	8
○金沢農業農村総合振興計画の変更について ( )	4	○第10回金沢市農業委員会農政振興部会の招集について ( )	9
○予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	4		
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推			

## 告 示

●金沢市告示第157号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須 野 原 雄

- 名称  
諸江町下丁町会
- 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 区域

町の名称	字	地 番
諸江町	下丁	1番~374番1、495番、496番
	中丁	335番~338番3、365番1、366番1、419番1、622番、623番

- 事務所  
金沢市諸江町下丁192番地1
- 代表者の氏名及び住所  
堀 弘 光  
金沢市諸江町下丁192番地1
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

## 7 代理人の有無

なし

## 8 規約に定めた解散の事由

- (1) 民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による解散
- (2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

## 9 認可年月日

平成19年5月21日

## ●金沢市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
車町団地 居住者組合	代表者の氏名 及び住所	徳野 隆 金沢市車町23番地	改瀬 繁芳 金沢市車町83番地	平成19年1月1日
割出町会	代表者の氏名 及び住所	山本 照彦 金沢市割出町428番地 6	吉田 健治 金沢市割出町 9 番地 1	平成19年4月1日

## ●金沢市告示第159号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第47条の規定により、平成18年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成19年5月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須野原 雄

## 第1 行政情報の公開について

## 1 公開の請求について

- (1) 公開の請求受理件数 140件
- (2) 実施機関別請求受理件数
  - ア 市長 98件
  - イ 教育委員会 28件
  - ウ 公営企業管理者 9件
  - エ 消防長 2件
  - オ 議会 3件
  - カ その他の実施機関 0件

（選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び金沢美術工芸大学長）

## (3) 決定内容別件数

- ア 公開 95件
- イ 一部公開 40件
- ウ 非公開 4件（うち不存在 4件）
- エ 存否応答拒否 0件
- オ 取下げ 1件
- カ 却下 0件
- (4) 不服申立件数 0件

## 2 任意的な公開の申出について

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 公開の申出受理件数   | 1件 |
| (2) 実施機関別申出受理件数 |    |
| ア 市長            | 1件 |
| イ その他の実施機関      | 0件 |

(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長、公営企業管理者、消防長及び議会)

## (3) 決定内容別件数

- |        |    |
|--------|----|
| ア 公開   | 0件 |
| イ 一部公開 | 1件 |
| ウ 非公開  | 0件 |
| エ 取下げ  | 0件 |

## 第2 個人情報の保護について

## 1 自己情報の公開の請求について

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 公開の請求受理件数   | 56件 |
| (2) 実施機関別請求受理件数 |     |
| ア 市長            | 46件 |
| イ 教育委員会         | 8件  |
| ウ 消防長           | 2件  |
| エ その他の実施機関      | 0件  |

(選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長、公営企業管理者及び議会)

## (3) 決定内容別件数

- |        |               |
|--------|---------------|
| ア 公開   | 29件           |
| イ 一部公開 | 18件           |
| ウ 非公開  | 9件 (うち不存在 9件) |
| エ 取下げ  | 0件            |

2 自己情報の訂正の請求受理件数 0件

3 自己情報の利用の停止の請求受理件数 0件

4 自己情報の消去の請求受理件数 0件

5 自己情報の提供の停止の請求受理件数 0件

## 6 保有個人情報の目的外利用等について

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 保有個人情報の目的外利用等の届出件数 | 73件 |
| ア 目的外利用                | 51件 |
| イ 外部提供                 | 22件 |

## (2) 実施機関別届出件数

- |            |     |
|------------|-----|
| ア 市長       | 66件 |
| イ 教育委員会    | 1件  |
| ウ 公営企業管理者  | 4件  |
| エ 消防長      | 2件  |
| オ その他の実施機関 | 0件  |

(選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、金沢美術工芸大学長及び議会)

---

公 告

---

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢市農業振興地域整備計画を平成19年5月21日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の

金沢市農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農業総務課において縦覧に供します。

平成19年5月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須 野 原 雄

金沢農業農村総合振興計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号ロの規定により公告し、当該計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成19年5月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須 野 原 雄

## 1 金沢農業農村総合振興計画の変更案の縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成19年5月21日から同年6月20日まで

### (2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

## 2 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

### (1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

### (2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

### (3) 提出期限

平成19年6月20日

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年5月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 須 野 原 雄

## 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん混合 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成19年5月21日から 平成20年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん混合 2 期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻しん 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん 2 期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風しん 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		

風しん 2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
三種混合 (ジフテリア、破傷風及び百日せき)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア2期 (ジフテリア及び破傷風)	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎1期	生後36月から生後90月に至るまでの間にある者		
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満の者		

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 別表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
丸山 浩巳	まるやま小児科クリニック	金沢市上安原町112-1街区	麻しん風しん混合1・2期、麻しん1・2期、風しん1・2期、三種混合、ジフテリア2期、日本脳炎1・2期

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年5月21日

金沢市長職務代理者

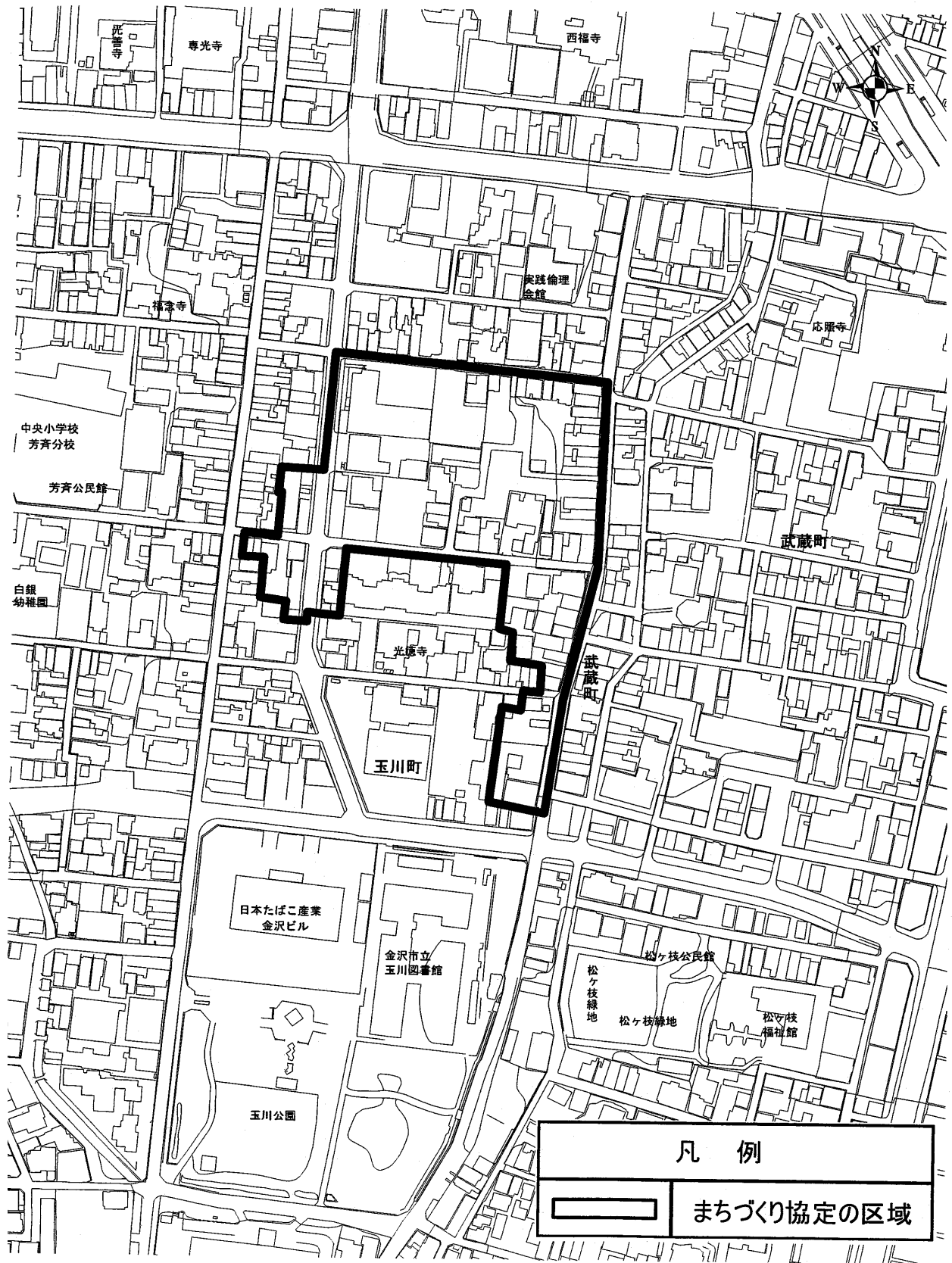
金沢市副市長 須野原 雄

- 1 協定を締結した相手方  
芳齋地区住民等
- 2 協定を締結した年月日  
平成19年5月14日
- 3 協定番号  
20
- 4 協定の名称  
芳齋地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	芳齋地区 まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市玉川町の一部

まちづくり計画の対象となる区域の面積	約2.3ha
まちづくりの目標	<p>本地区は、金沢駅から約1kmの中心市街地で、都心軸に近接するなど利便性の高い立地条件をもち、都心居住創出地区に位置づけられている。</p> <p>本まちづくり計画は、落ち着いたある居住環境を形成するとともに、商業・業務施設との調和を図り、職住近接型のまちづくりの実現を目標とする。</p>
まちづくりの方針	上記の目標に向け、快適で潤いある居住環境の保全と創出、周辺の街並みと調和したまちづくりを推進する。
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号（低照度飲食店）、第6号（区画席飲食店）、第7号（まあじゃん屋、ぱちんこ屋等）及び第8号（スロットマシン、テレビゲーム店等）に定める営業の用に供するもの</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、屋外ゴルフ練習場、屋外バッティング練習場</p> <p>(3) カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（既存のもの建替えを除く。）</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所</p>
	<p>建築物の高さの最高限度</p> <p>建築物等の高さの最高限度は、20mとする。ただし、金沢市都市景観審議会の意見を聴いて、都市景観上支障がないと認められたものについては、31mまで緩和することができる。</p>
	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> <p>1 建築物等の外観の色彩は、原色を避け、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。</p> <p>2 屋外広告物等は、自己用とし、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋上及び塔屋階には、設置しない。</p> <p>(2) 地盤面からの最高高が20m以下で、壁面からの突出幅が1.0m以内の突出広告物。</p> <p>(3) 点滅灯、回転灯及びネオンサインは、使用しない。</p> <p>(4) 可変表示装置は、設置しない。</p>
	<p>垣又はさくの構造の制限</p> <p>1 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生垣、植栽、板塀、土塀又は透過性フェンスとする。</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石積等によるもので高さ0.6m以下のもの。</p> <p>2 駐車場や空地には、出入口以外の箇所に植栽を設けるよう努める。</p>
	<p>その他の事項</p> <p>1 店先や建物周りに植栽を設けたり、窓辺やベランダなどに花や緑を飾るなどして、近隣の公園や用水へと続く、緑のネットワークを形成する。</p> <p>2 冬期間の道路除雪については、住民や事業者の協力のもと、地域が主体となって取り組む。</p> <p>3 空き地及び空き家等の所有者、管理者及び使用者は、町会と協議し、管理を徹底するなど出火の防止、防犯など地域安全、環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める物品（俗称「アダルトビデオ、アダルト雑誌」等）の自動販売機を設置してはならない。</p>

# 芳齋地区まちづくり協定区域図



## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第70号

平成19年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成19年6月3日から同月7日までの間、  
毎日午前8時30分から午後5時まで

### ●金沢市選挙管理委員会告示第71号

平成19年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。

平成19年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成19年6月3日から同月7日までの間、  
毎日午前8時30分から午後5時まで

## 農業委員会告示

### ●金沢市農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第599回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月21日

金 沢 市 農 業 委 員 会

農地部会長 島 田 傳 治

#### 1 日時

平成19年5月29日午後3時

#### 2 場所

金沢市議会全員協議会室

#### 3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認の申請について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について



●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第10回金沢市農業委員会農政振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年5月21日

金沢市農業委員会

農政振興部会長 米 澤 邦 明

- 1 日時  
平成19年5月29日午後3時30分
- 2 場所  
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案  
金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

平成19年(2007年)5月21日 印刷  
平成19年(2007年)5月21日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)